

令和四年一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

自由が丘一丁目29番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年一月十四日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

目黒区自由が丘一丁目地内

四 事務所の所在地

目黒区自由が丘一丁目二十九番十六号

五 設立認可の年月日

令和四年一月十四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報等に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和四年二月十二日

●東京都告示第十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和四年一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和四年二月二日 午後二時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社 恩田東京ビルプランニング

(二) 代表者氏名 代表取締役 本田 裕

(三) 主たる事務所の所在地 港区東麻布一丁目四番二号 山田ビル

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第三八九三二号

(五) 免許年月日 平成三十年五月二日

●東京都告示第十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第七百五十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十四日

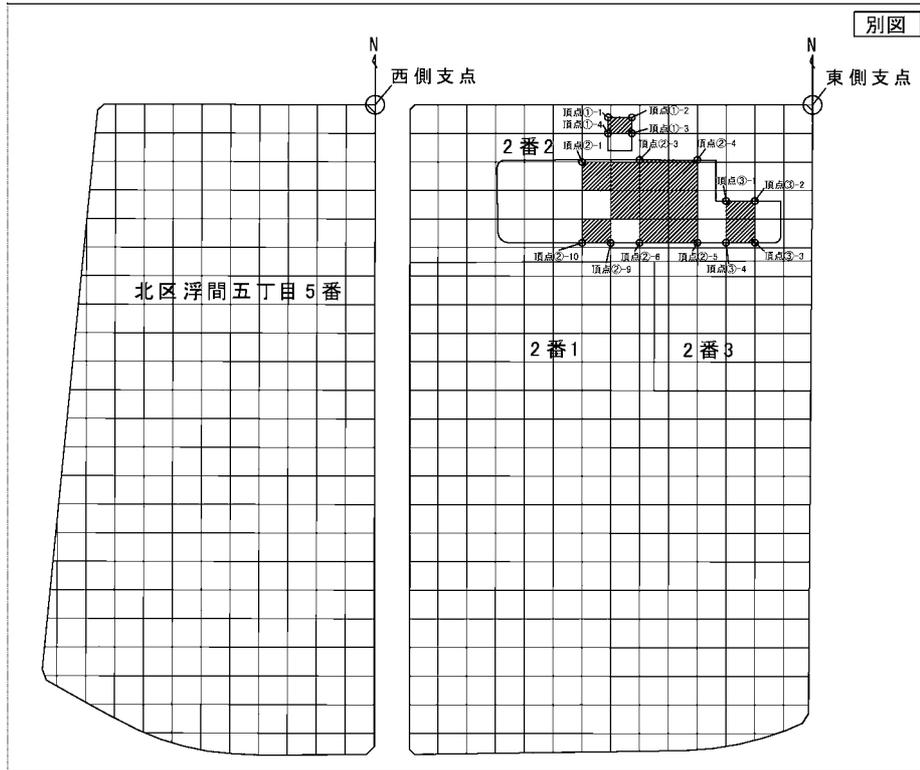
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区浮間五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



【凡例】
 単位区画
 調査範囲
 筆境界
 指定を解除する区域

【支点】
東側
 支点は、北区浮間五丁目2番2の北東端から、東へ3.0mの位置とする。
西側
 支点は、北区浮間五丁目5番の北東端から、東へ2.4mの位置とする。

【座標】

頂点	X座標	Y座標	頂点	X座標	Y座標
東側支点	0.000	0.000	②-1	-80.012	-19.953
①-1	-70.990	-4.305	②-2	-60.012	-19.965
①-2	-62.714	-4.351	②-3	-60.011	-19.230
①-3	-62.740	-9.963	②-4	-40.011	-19.251
①-4	-71.028	-9.958	②-5	-40.028	-48.242
②-10	-80.028	-48.264	②-6	-60.028	-48.256
③-1	-30.020	-33.517	②-7	-60.023	-39.965
③-2	-20.020	-33.599	②-8	-70.023	-39.959
③-3	-20.028	-48.227	②-9	-70.028	-48.264
③-4	-30.028	-48.234	②-10	-80.028	-48.263
			②-11	-80.023	-39.953
			②-12	-70.023	-39.959
			②-13	-70.018	-29.959
			②-14	-80.018	-29.953

※東側支点を(X,Y) = (0.00, 0.00)とし、世界測地系に設定した値である。
 ※座標値は、左上の点を頂点1とし、右回りに読み取りを行ったものである。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、令和三年東京都告示第千四百五十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

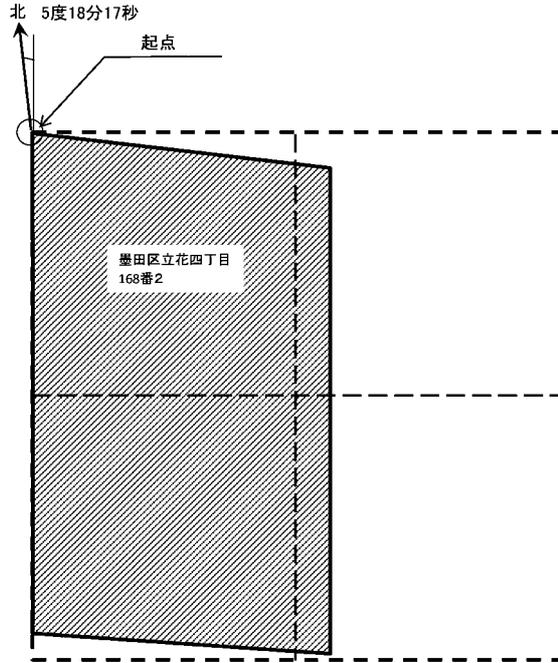
一 指定を解除する区域 別図のとおり(墨田区立花四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、墨田区立花四丁目168番2
 の最北端とする。

【凡例】

—— 敷地境界
 ▨ 指定を解除する区域
 - - - 単位区画

【格子の回転角度(5度18分17秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
 これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を
 中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号) 第十一条
 の第四項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び
 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号) 第十二条の三
 第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のよ
 うに指定する。

令和四年一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビ
 ルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 令和四年五月二十三日から同月二十五日まで

東京ファッションタウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

イ 令和四年六月二十日から同月二十二日まで

東京ファッションタウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

ウ 令和四年八月二十二日から同月二十四日まで

東京ファッションタウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

(二) 管理美容師

ア 令和四年四月二十五日から同月二十七日まで

東京ファッションタウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

イ 令和四年五月二十三日から同月二十五日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

ウ 令和四年六月七日、同月八日及び同月十三日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

エ 令和四年六月二十日から同月二十二日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

オ 令和四年七月四日から同月六日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

カ 令和四年八月二十二日から同月二十四日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

キ 令和四年九月十二日から同月十四日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

三 受講料

一万六千円

●東京都告示第二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年一月十四日

東京都知事 小池百合子

一 保安林予定森林の所在場所

青梅市御岳一丁目一二七番、一八四番一、一九八番一、同番五、一九九番及び二〇〇番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年一月十四日

東京都知事 小池百合子

一 解除に係る保安林の所在場所

大島町野増字下センバ四三六番二及び同番三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

●東京都告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年一月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 環状七号

二 変更の区間 足立区西加平一丁目千二十九番一地内から同所千三十番一地内まで

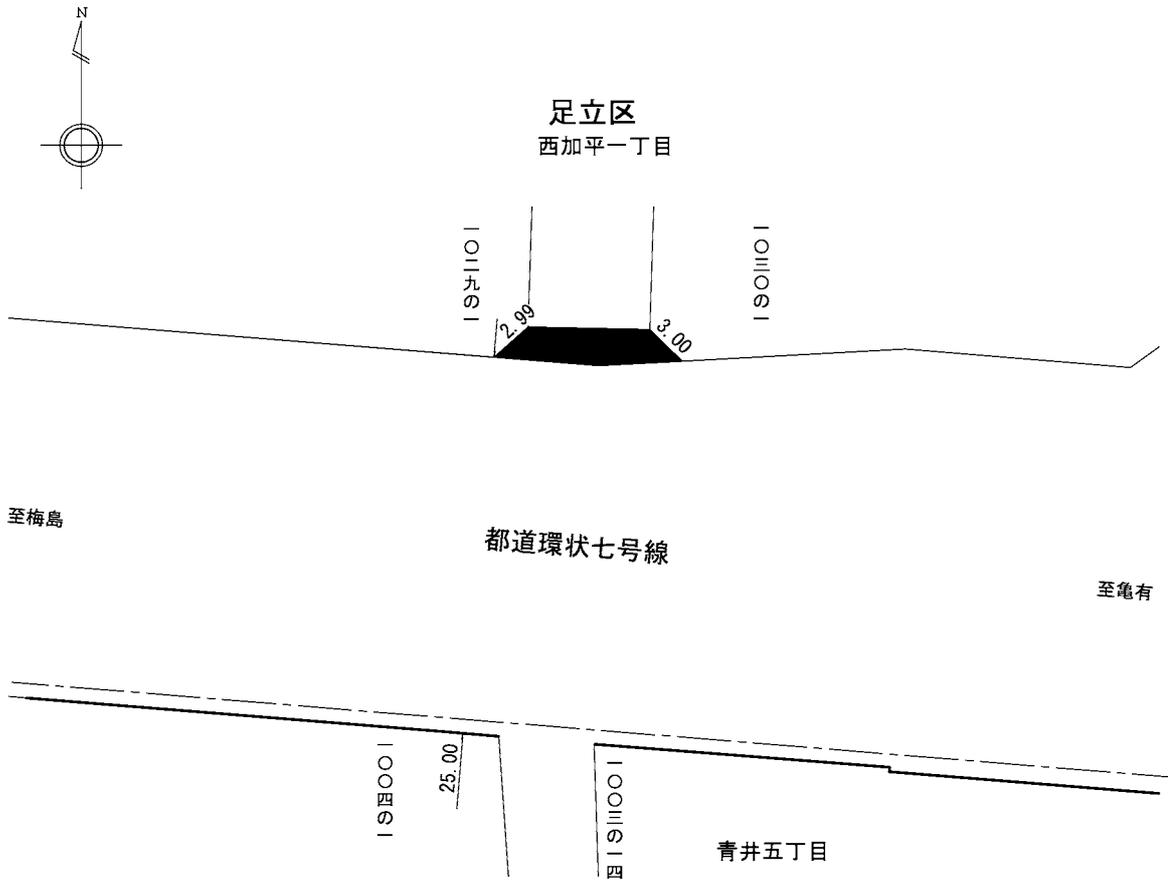
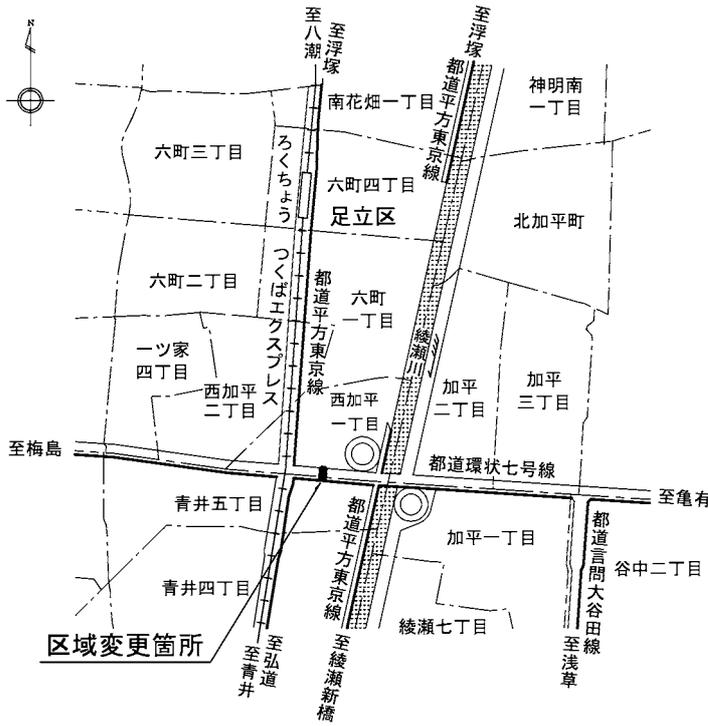
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道環状七号線区域変更略図
足立区西加平一丁目地内



延長 一・二・三六メートル
面積 二・三・四二平方メートル



●東京都告示第二十四号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和四年一月十四日

東京都知事 小池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立篠崎公園 別図のとおり 令和四年一月十五日

別図

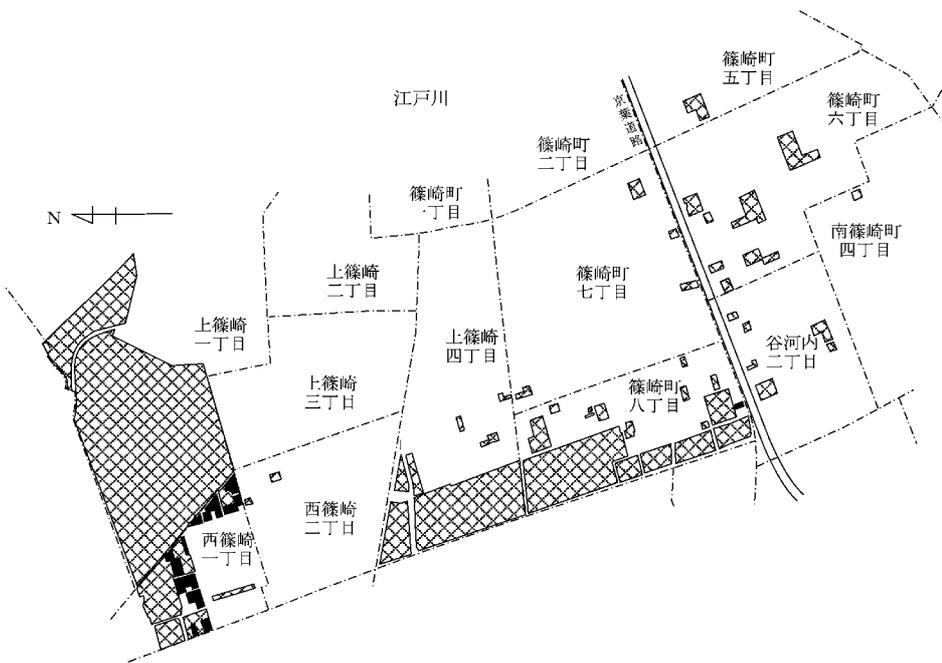
東京都立篠崎公園 区域変更略図

変更箇所 江戸川区西篠崎一丁目及び篠崎町八丁目

変更前の区域 面積 三〇二、六二二・九六 平方メートル

追加区域 面積 一〇、一二二・二二 平方メートル

変更後の面積 三一二、七四四・一八 平方メートル



告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年一月十四日

東京都選挙管理委員会

一三〇、一七九

●東京都選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年一月十四日

東京都選挙管理委員会

一、五三八、六一六

●東京都選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
令和四年一月十四日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	18,111
中央区選挙区	46,241
港区選挙区	67,956
新宿区選挙区	91,996
文京区選挙区	61,694
台東区選挙区	56,712
墨田区選挙区	77,579
江東区選挙区	137,504
品川区選挙区	113,207
田黒区選挙区	78,798
大田区選挙区	169,838
世田谷区選挙区	195,696
渋谷区選挙区	64,671
中野区選挙区	94,868
杉並区選挙区	148,053
豊島区選挙区	77,641
北区選挙区	96,854
荒川区選挙区	57,292
板橋区選挙区	145,803

練馬区選挙区	170,120
足立区選挙区	161,781
葛飾区選挙区	127,231
江戸川区選挙区	160,108
八王子市選挙区	145,690
立川市選挙区	51,668
武蔵野市選挙区	41,697
三鷹市選挙区	53,161
青梅市選挙区	37,557
府中市選挙区	72,201
昭島市選挙区	31,602
町田市選挙区	120,406
小金井市選挙区	34,721
小平市選挙区	53,718
日野市選挙区	52,243
西東京市選挙区	57,326
西多摩選挙区	68,833
南多摩選挙区	67,129
北多摩第一選挙区	85,876
北多摩第二選挙区	57,233
北多摩第三選挙区	90,097
北多摩第四選挙区	53,830
島部選挙区	6,988

●東京都選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演

説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告があった。

令和四年一月十四日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和3年10月24日	足立区選挙管理委員会	勤労福祉会館	足立区綾瀬一丁目34番7号

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第16号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月14日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習 (自動車の運転に関する技能の教習をいう。) に必要な教習の技能

ウ 学科教習 (自動車の運転に関する知識の教習をいう。) に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転

に関する知識

に関する知識

<p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和4年2月14日（月曜日）から同月18日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和4年1月27日（木曜日）及び同月28日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p>	<p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年1月17日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7250-5265</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>市街地再開発組合の理事長の変更について</p> <p>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により勝どき東地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、</p>	<p>同条第二項の規定により公告する。</p> <p>令和四年一月十四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 氏名</p> <p>月島建設株式会社 取締役 山本 晴智</p> <p>二 住所</p> <p>中央区勝どき二丁目十番四号</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>令和四年一月十四日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>浅 井 勉</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>西東京市栄町一丁目四百八十八番二及び四百八十九番一</p> <p>小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十</p> <p>誠賀建設株式会社</p> <p>代表取締役 加賀美 誠</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>令和四年一月十四日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>浅 井 勉</p>
---	---	--

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東村山市諏訪町一丁目十八番
百三十及び同番百三十地先
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号

株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年一月十四日

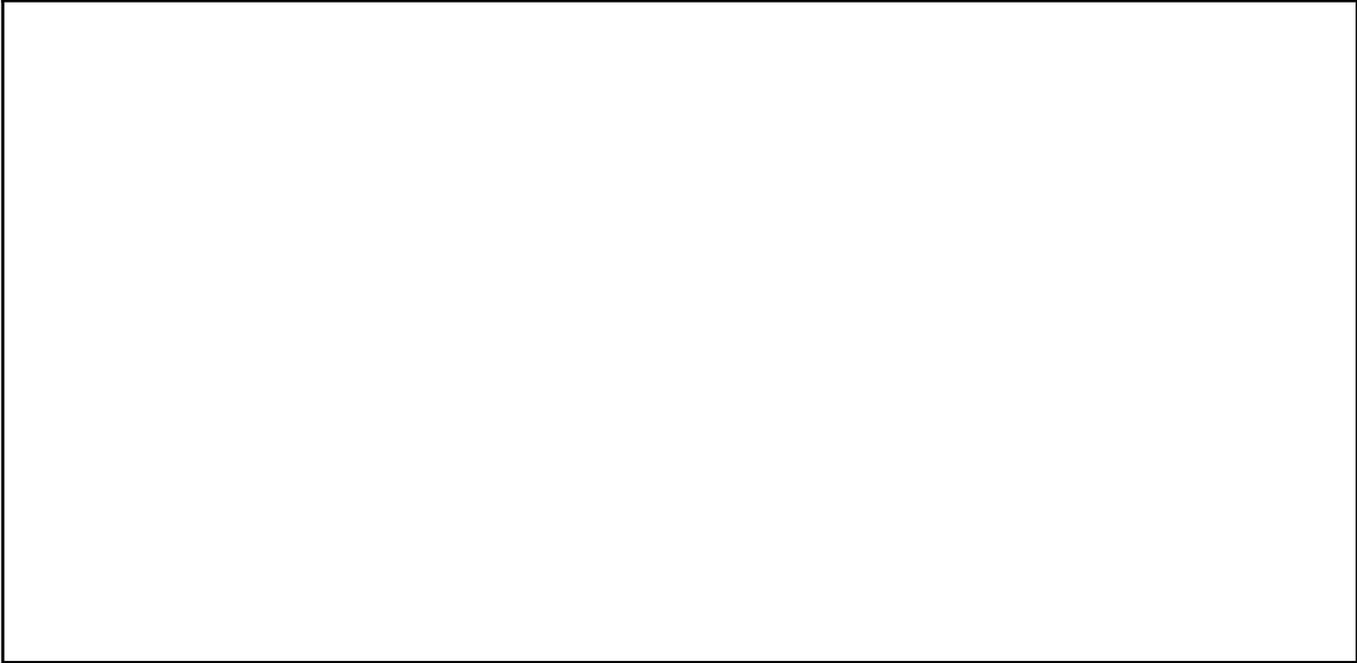
東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

調布市布田六丁目四十六番二
十五及び四十八番四十の各一
十一号
立川市高松町一丁目三十番
部

株式会社ノーヴァ・アソシ
エイツ
代表取締役 濱中 敏之



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

